



No.	区域線
A	大阪臨海線道路端
B	貝塚市と岸和田市との行政界

- : 紀州街道
- — — : 街道（景観行政団体部分）
- ● ● ● : 街道（道が喪失しているところ）

※歴史的街道区域（一般区域）は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域（道路の端から両側 10mの幅の区間を合わせた区域）です。